

褚英の死に就いて

— 滿文老檔研究の一齣 —

鴛 淵

一

清朝初期に於て、所謂御家騒動ともいふべき清室の内紛は二三に止らないが、その中で太祖の時代の事件としては、太祖の同母弟である舒爾哈齊の死と、太祖の長子である褚英の死との二事件を、最も注意すべき重大な内紛として擧る事が出来る。舒爾哈齊が如何なる事情で死に至つたかに就いては既に本誌第十七卷第三號(昭和七年七月)に拙稿を載せて究明する所あつたが、その際褚英の死に就いては他日の機會に譲る旨を申し述べておいた。その後清初の史實に就いて種々探索するに當り、この褚英の件に就いても知る所あり漸く考を纏め得るに至つたので、茲に再び本誌の一部を借りて管見を述べてみたいと思ふ。而して舒爾哈齊及び褚英兩貝勒の死といふ事件は、無論その事情を異にしては居るが、均しく太祖の時代に於て太祖に關聯して起つた清室の内紛として、必しも全然異つた性質のものとは言ひ得ないのであつて、従つて本稿中には舒爾哈齊の件にも言ひ及ぶ所あるべく、又前に舒爾哈齊の死に就いて述べた時、參照するに至らなかつた事でその後見る事を得たものもあるので、併

せてこれに就いて補足しつゝ、褚英の死に就いて述べる事とする。従つて本稿は前記拙稿の姉妹篇をなすものである事を豫め諒承され度いのである。

貝勒褚英は太祖の元妃佟甲(佟佳)氏の生む所であつて、大貝勒代善の同母兄にあたつて居る。その死歿の年は諸書記す如く、乙卯即ち萬曆四十三年で享年三十六歳と云へば、萬曆八年父太祖二十二歳の時の出生となる。歳戊戌即ち萬曆二十六年、十九歳の時、叔父巴雅喇(太祖末弟、母は葉赫納喇氏懇哲)と共に東海安楮拉庫路を征して大功有つたので、號を洪巴圖魯^①と賜ひ貝勒に封せられた。後丁未即ち萬曆三十五年叔父舒爾哈齊、弟代善と共に東海瓦爾喀部蜚悠城に至つて之を克服し、遂に防戦妨礙の爲に邀撃して來た烏拉布占泰の軍を奮戦して敗つたので、太祖はその大功を嘉して「阿爾哈圖土門」^②なる號を與へたのであつたが、この阿爾哈圖土門は、諸書に「廣略」と記されて居るに當るもので廣略貝勒に封せられたといふ記事が見えるのは(後出)、これを指すに外ならないのである。尋いで歲戊申即ち萬曆三十六年從弟阿敏^(舒爾哈齊の第三子)等と共に再び烏拉を伐ちて宜罕山城に克ち、遂に布占泰をして清軍に抗すべからざるを知つて盟を請はしむるに至つた。時に褚英二十九歳であつた。乍然烏拉布占泰の請盟は極めて一時的の事であつて、四年後の壬子の歲即ち萬曆四十年の秋には、盟に背いて侵寇して來たので、太祖はその子莽古爾泰等をして伐たしめ、翌年春には代善・阿敏等復之を討伐したので

ある。然しこの最後の兩征伐には、前記の大功有つた褚英貝勒が討伐軍に参加する事なくして、それより三年後である乙卯即ち萬曆四十三年に至つて、俄かに死去したのである。以上は清太祖實錄その他によつてみた所の褚英一生の功業の概要であつて、十九歳の時から二十九歳に至る滿十年間といふものが、彼の活動時期であつたが、その短い一生の晩年には前に討伐の功大であつた烏拉征伐に参加する事なく、彼の弟等のみ従事し、然も自身は俄かに乙卯の歲に至つて死去するに至つた如く見えるのは、この際特に注意すべき事と思はれるのであり、その間何等かの事情が伏在するに非ずやと考へられるのであつて、本稿はこの間の事に就いて考察せんとするに外ならないのである。

① 洪巴圖魯は滿洲語 *hing baatu* の譯字である。巴圖魯は蒙古語の *bačur* と同語で、勇、勇者、英雄の義である事に疑ない。洪は清文彙書、清文總彙に *hing seme* を解して、火燃起聲とあるに當るものであらうか。Zaharoff の滿露辭典によれば *hing seme* を解して、非常に光明なる狀、明るき狀態の義と云つて居る。兩者を併せ考ふれば、火の將に燃えんとして明るくなる狀態を示す語で、その盛んにならんとする有様ないふものである。尙洪は支那語では洪大の義であるから、優秀な立派な事を意味するものとすれば、この義から採られた語であるとも考へ得る。故に兩様に解せられるが、この際は滿洲語によつてその義を解して差支ないと思ふ。

② 阿爾哈圖士門は滿洲語 *argatu tumen* の譯字である。士門 *tumen* は蒙古語 *tumen* と同義で萬を意味する。蒙古時代の萬戸に相當する語である事に疑ない。*argatu* の *argu* は清文彙書、清文總彙によれば計謀、計策、術の義があり、*bodogon* と同義と記され、又 Zaharoff の滿露辭典にも *argu* を計謀、手段、方法の義に解して居る。而して太祖實錄戰圖の *argatu tumen* の對譯の蒙古語には *arhutu tuman* とあり、その *arhutu* は *argatu* で有計謀の義と解されるから、滿洲語の *argatu* も之と同様に有計謀、

有策略の義に解すべきであらう。漢譯に「廣略」とあるのは即ちこの義から來たものであつて、美稱といふべきである。或は之を *argat* (羅漢) の義として梵語の *aham, ahut* (阿羅漢、阿羅訶) に縁ある語と解せられるかも知れないが、Zaharoff の譯にも *argat* に計謀の義がないから、漢譯の廣略と併せ考へる時、羅漢の意味から轉じて廣略の義となつたものと解する事は無理でないかと思ふ。今は「計謀」に因める語より起つた美稱尊號と考へて置く。

○

先づ緒英の晩年に就いて諸書の記述を檢索してみるに、清朝の太祖實錄類には次のやうに記されて居る。第一に康熙本太祖實錄(内藤博士所藏本)では、戊申三月の吳喇即ち烏拉征伐に於て宜罕阿麟城(阿麟は滿洲語山の義)に克つた事を記してからその名見えず、乙卯閏八月乙巳朔の條に至つて皇長子褚燕(英と同音異字)薨。年三十六と記して居る。第二に乾隆改修本太祖實錄(北平故宮博物院實錄庫本、十卷)では、前書と同じ記述の法をとつて、乙卯閏八月乙巳朔。皇長子洪巴圖魯阿爾哈圖土門貝勒緒英薨。年三十六、と記して居り、蔣良騏東華錄には見えないが王先謙東華錄太祖紀も亦同様の記載をなして居る。尙その系統は不明であるが、滿文にて認められた清太祖高皇帝本記 (Taisu dengi huwangdi i ben gi bithe) にも戊申の歳の征伐の後何等記す所なくてその乙卯歲閏八月乙巳朔の條に阿爾哈土門貝勒褚燕 (Argatu tumen beile Cuyan) 薨。と記して居るのもこれと同様の記事といつて差支なからう。

然るに第三として擧ぐべき太祖武皇帝實錄(北平故宮博物院刊本、四卷)と、繪入り滿漢蒙三體の太祖實錄戰圖(奉天故宮博物院刊本、滿洲實錄と題せるもの)の二書——この二書は何れも前記の第一第二の兩實錄より早く作られて居る——及び

開國方略(乾隆)に於ては、何れも戊申三月の條に、阿爾哈圖們及阿敏台吉往圍烏拉部宜罕山と記して居るが、その後には褚英の名は少しも見えず、乙卯閏八月の條には、他の記録の如きその死去の事すら記して居ないのである。(武皇帝實錄は出燕台吉、煥把土魯と他と異なる文字を用ひて居るが同音である)以上清初の太祖實錄及びこれが抄略本である東華錄等には、何れも簡單に死をいふのみで、阿爾哈圖士門たる褚英が如何にして何故に死去するに至つたかを察知するに足りる記事は全然見得られず、然も同じ實錄とは云ひながら右のものより早く作られた所の武皇帝實錄、實錄戰圖及び乾隆帝の特別の勅撰といふべき開國方略等には、その死去の事すら書いて居ないとすれば、何人と雖當然その記事の異同に就いて疑ひ、そこに何等か怪しむべき秘密の事情が存するのではないかと考へるであらうと思ふのである。況んや次に記す如く他の清朝側の記録に簡單ながら褚英の死の事情に就いて記すものが見られるに於ては、一層この感を強うするのである。

然らば他の清朝側の記録は、この事を如何に記して居るか、次に擧げる事にする。先づ第一に、國朝耆獻類徵初編卷首之九褚英傳には、その功業を記した後に、乙卯閏八月。褚英以罪伏誅爵除、と記し、同書卷首之二宗室表褚英の項にも、以罪削爵除と、記されて居る。第二に宗室王公世職章京爵秩襲次全表卷二、太祖皇帝第一子廣略貝勒褚英の項にも、原以軍功賜號洪巴圖魯。尋封廣略貝勒。乙卯年閏八月因罪處死、と記してある。然らば貝勒褚英が何か罪あつた爲に誅に遇つた事が不十分ながら認

められるのであつて、更にこの記事は王先謙東華錄と、嘯亭雜錄(禮親王昭榿の著)によつてその眞實らしい事が確められるのである。即ち東華錄康熙四十七年九月庚寅の上諭の一節に、次の句がある。

昔我太祖高皇帝時。因諸貝勒大臣訐告一案。置阿爾哈圖土門貝勒褚燕於法。云々

この康熙帝の上諭は帝が皇子允禛を廢した時の上諭であつて、帝の祖宗たる太祖太宗世祖の時に於ける一族の誅囚の例を引いて、廢太子の已むを得ない事を辯解すると共に、併せて宗室内の要結黨援なからん事を戒めたものであるが、かゝる上諭の中に褚英を法に置いた事を引いて居るのは、決してその事の偽でない事を十分證するに足りると思はれる。諸貝勒大臣訐告一案に因るといふのは後述する所で分明であるが、ともかく貝勒褚燕(即ち褚英)を法に置いたといふ事は何等疑ふべき餘地はないと思ふ。次に嘯亭雜錄に見える記事といふのは、同書卷八祿相公の條に記されるものであつて、少し長文ではあるが前後の關係を併せ示すのを便宜とするから、その全文を引用する事にする。即ち

宗室相國祿康誠毅貝勒裔。於宗室中屬長行。嘉慶初輔政鑄和相弊。故持躬清介。馭下寬大。然才具庸劣。又不甚識字。罔識朝廷大體。一時叢脞成風。最可哂者。一日余遇公於禁中。述其祖德。公赧顏曰。先世身遭刑戮。安敢計功。余爲之駭然。誠毅貝勒爲顯祖幼子。開創時勳勞稱最。以病薨於邸。經太祖親臨哭奠立碑旌功。事具國史。而公誤以褚英貝勒事歸之誠毅。按褚英貝勒太祖長子以事賜死誠所謂數典而忘其祖矣。後以故縱輿夫聚賭。降副都統。復以失察曹倫事。遣戍遼東。佗僚以卒。

とあるものがそれである。誠毅貝勒といふのは太祖の弟青巴圖魯穆爾哈齊であつて、この人は右の文に云ふ如く開國の際有功の貝勒として、太祖とも仲善く決して舒爾哈齊の如き最後を得た人でなくて太祖天命五年九月甲申に薨じて居る。康熙本太祖實錄によればその歿時の事を記して、祭墓時。上往奠之。と云つて居り、立碑旌功の事は見えぬが、太祖に厚遇親近された事は疑ひない。祿相公即ち祿康の傳記は詳かでなく、又清室の世系を記した表にもその名見え、穆爾哈齊から如何なる系統の人であるか不明であるが、清史稿大學士年表二、嘉慶朝の項によれば、九年六月協辦となつてより、十六年六月癸丑東閣大學士管戶部を罷める迄の事歴を知り得べく、又清史稿部院大臣年表五下、嘉慶六年正月壬午の條にも、その名が見えて居る。東華錄によつても、嘉慶九年六月より同十六年六月癸丑迄の事は知る事を得る。右引用文に見られる如く、祿康が褚英貝勒の事を誤つてその祖穆爾哈齊の事としたのは、禮親王の言を待つ迄もなく甚だ晒ふべき事であつて、その先世開國の際に於ける史實に暗かつた不明を示したものである。乍然祿康の事は暫く措いて、右の文に割註して按褚英貝勒。太祖長子。以事賜死、と言つて居るのは、又褚英が罪によつて死を得た事を語るものであり、前記康熙帝の言と相並んで清宗室の一人の記す所として、甚だ注意すべく、その事の宗室には固く信じ傳へられた事實として、茲に採取するに足るものと考へられるのである。

以上述る如く、清朝側の信じ得べき記録文獻に、その事情は詳かでないにせよ罪あつて伏誅に遭つ

たといふ如き記事が認められる以上、貝勒褚英の死が決して病死といふやうなものでない事は十分明らかになる譯であつて、茲に褚英の死の事情の一端を察し得ると思ふ。

更に、純粹の清朝側の記録といふべきではないが、清一代の歴史として近年編纂刊行された清史稿及び清史列傳をみるに、亦同様の記事が認められる。即ち清史稿皇子世表二、太祖系褚英の項をみると、以軍功賜號洪巴圖魯。尋封廣略貝勒。乙卯年以罪賜死。と記され、又別本の清史列傳卷三、宗室王公傳三の多羅廣略貝勒褚英の條にも、戰功を記し號を廣略と賜つた事を記した後に、乙卯閏八月。褚英以罪伏誅爵除。と記して居る。右の兩記事は恐らく前記の諸記事によつたもので、全く同系に出るにせよ、極めて當然な記事であると云はねばならぬ。

以上述る所によつて知られるやうに、褚英の死には何か罪といふべき重大な事情が秘んで居る事は略々察せられるのである。然しその罪が如何なるものであるか、果して死に値する程の罪を犯したものであるかは、これだけの記事からしては固より不明であるので、その明記されて居らない特殊の事情の存在に就いて究明する所がなければならぬと考へるのである。

○

今この點を考ふるに當つて、同じ清史稿の本紀及び列傳の記事に於て、其間の事情について少しく記する所ある事を先づ擧げたいと思ふ。清史稿卷一、太祖本紀をみるに、戊申三月の烏拉征伐を記し

た後に、褚英の名の見えない事は前掲の諸書と同じであるが、その乙卯閏八月の條に及んで、

帝長子褚英卒。先是太祖將授政於褚英。褚英暴仇衆心不附。遂止。褚英怨望。焚表告天。爲人所告。自縊死。

と記して居る事は、近年編纂の書とは云へ注意すべき記事であつて、これが正しき記述であるならばこれによつて稍々その死因が分明し、而も自ら縊死した事が知られるのである。更に清史稿列傳三、太祖諸子一、廣略貝勒褚英の傳には、その一生の功業を記し、烏拉布占泰をして請盟するに至らしめた事の後に續けて、

褚英屢有功。上委以政。不恤衆。諸弟及群臣勸於上。上寢疏。褚英意不自得。焚表告天自訴。乃坐咀呪幽禁。是歲癸丑。越二年乙卯閏八月死於禁所。年三十六。明人以爲諫上毋背明。忤旨被譴。褚英死之。

と記して前者より更に詳しくその間の事情を説明して居る。これによれば、褚英の死には兩様の原因が有つたやうに考へられるのであつて、一は前記太祖本紀の記述と同じ事であり、他の一は明人が揣摩したと思はれる所の事情に外ならぬ。第一の事情について兩記事を併せ考ふるに「將授政」と「上委以政」とは多少の差異が有るやうであるが、何れにせよ委政の件が中止された事は疑なしと考へられるのであつて、その結果褚英に心境の變化を來して怏々として自得せず、遂に太祖を誚ひ諸弟大臣を

呪ふの表を焚いて天に告げ、密かに太祖に對して異心を懷いた爲に幽禁の厄に會ひ、二年後に至つて禁所に死を得たといふ事が知られる。若し太祖本紀に縊死したと記す事の眞偽如何にかゝはらず、右様の事情で禁所に幽死した事が信用し得らるゝならば、清初大功有つた宗室の一人として、而も太祖の長子として享年僅に三十六といふ短命な悲惨な運命を辿つたものであると言はねばならぬ。これは清人の考へた事情ともいふべきものであるが、これに反して第二の「明人以爲諫上毋背明。忤旨被譴。褚英死之」といふのは、言ふ迄もなく明人の考へによるものである。その意味は褚英が太祖を諫めて明に背く事なからしめんとした爲に太祖の怒を買ひ、それが爲に死を得るに至つたといふのであつて、明人としては同情有る考であると共に好都合の口辭と云つて差支ないものである。

以上の如く清史稿太祖本紀及び褚英列傳による時、始めて褚英の死因、死の事情が略分明するやうに思はれるのであるが、清史稿のこの兩記事のみを以て定論とする譯には行かない。何となれば清史稿は極めて最近の著作であり、當時の事を直接記した史料文献でないからであつて、その史料としての價値の減すべきものである事は言を俟たない。然し清史稿のこの記事は何か據り所あつて編者が著したものと思はれ、全然編者の作爲であるとは思はれないから、若しもその所據の記録文献が見付かるならば、この記事は史料として採用するに足るのではないかと思はれる。故に果して清史稿の材料となつたものは何であるか。かゝる記事の材料が有りや否や、次に考へねばならない。

既に述べたやうに清初の史料として最も價値有るべき清太祖實錄等に、褚英の死の事情を伺ふに足る記事がないとすれば、何か之に代るべき貴重な記録が外に存し、清史稿の右の兩記述はそれに據つたものとしか考へられない。この際清史稿の所據の史料としては、二方面の事が考へられる。即ちその一は明朝及び朝鮮側の諸記録にでもかかる記述がありはせぬかといふ事であり、他の一は清朝の實錄以外清初に於て何か特殊の記録でもありはせぬかといふ事である。先づ明朝側の記録に就いて之を伺ふに、同じく太祖によつて起された事件と云ひ得る舒爾哈齊の死に就いては記す所有つた三朝遼事實錄(總略)や全邊略記には、何等記す所ないけれども、次に示す所の文獻には不十分ながらその死因と考へられる事に關して記す所がある。それは何れも前記死因の第二、明人以爲諫上毋背明云々の記事の本になつたと思はれるものであつて、次の通りの記載である。即ち、皇明從信錄卷四十癸丑萬曆四十一年の條によれば、是年奴會云々として奴兒哈赤(努爾哈齊、清太祖)の行動を記した記事の中で明と葉赫哈達南北關との關係を論じた一節に

長子洪巴兔兒。一語罷兵。隨奪其兵柄。囚之獄。云々

と云つて居り、東夷考略建州女直考の條にも萬曆四十一年の項に、同様の事件を記した所にこれと全く同文の記述をなして居る。(但、洪巴兔兒を洪把兔兒に作る)更に又、管葛山人撰山中聞見錄卷一建州一にも、萬曆四十年癸丑三月の記事の續きに、東夷考略と同様の記述をなして居る。これは何れも明人が明と南北關

及び清太祖との關係を論じた際の挿話の形式にて記されたものであるが、これによれば如何にも太祖の長子である洪把兔兒即ち洪巴圖魯褚英が、太祖に南北關に關して明と争ふ事を止めしめんとして罷兵の事を語つた爲に、太祖の怒に觸れてその兵柄を奪はれ幽囚されたらしい事が看取されるのである。尙又山中聞見録と同様に一種の野史と思はれる黃道周撰博物彙卷二十、四夷附録の建州女直に關する記事の中にも、同意の記載を認め得る。それは太祖努爾哈齊が弟舒爾哈齊を殺した事を言つたと思はれる記述の後に、短い句ながら、

長子數諫會勿殺弟。且勿負中國。奴亦困之。其兇逆乃天性也。

とある記事である。この博物彙の記述は先に「舒爾哈齊の死」の研究の際には引用を怠つたものであるが、奴會に關聯して殺弟といふからに、長子といふのが褚英であるべきは疑なく、従つてこの記述も前記三種のものと同様の件に就いてなされたものと解して差支ない。故にこれ等が信用し得られるものであるならば、褚英が太祖を諫めて明に背く事なからしめた事は相當確な事實といつても差支ないではないかと思ふ。殊に博物彙の文中の「奴亦困之」とあるのは、文意としては太祖が諫言を氣に病んで居つた事を意味するもので、決して諫言が一度だけでなく屢なされたものである事を更によく示すものであつて、その結果己の自由行動を妨礙するものとして幽囚するに至つたと解し得られるのである。以上の諸記述は恐らく出所系統を一にするものと思はれるが、當時の明人がかく考へ又それ

が事實であつたとすれば甚だ興味ある事であつて、確に清史稿はこれ等の記述に基づいて説をなしたものと云ひ得るのである。かくの如くして清史稿の記述の出所は略明らかになつたが、更に進んで果してかゝる事が實際有つたか否かは一考を要する事と思ふ。東夷考略、山中聞見録によれば、この事件は萬曆四十一年癸丑三月の條に繫けられて居る。故に幽囚の事を三月とみるべきである以上諫止の事は同じ三月の事か又はそれ以前とみるべきであつて、殊に博物彙編に見ゆる如く「數諫」といふ語が「勿負中國」にもかゝるものならば、三月より以前にも諫止の事が有つたとみて差支ない。且南北關との關係は以前より無論あつたが四十一年正月の頃より盛んになつたと思はれるから、其の頃に於て褚英が太祖を諫めた事ありとみるのは、甚だ當を得た考であると思はれる。而して褚英幽囚の時期は後述するやうに、他の記録からみても三月末であるから、前記の記述によつて三月幽囚とそれ以前に於ける諫止の件とを判じて、理屈の上に於ては何等疑念を挿むべき餘地は無い譯である。乍然明朝側の他の記録に於ては無論之を積極的に證據立て得る記事はなく、朝鮮側の記録を探つてみても傍證し得る所はない。尙又清朝側の記録に於ても同様であつて、萬曆四十三年より以前に於て明清は未だ直接交戦關係に在つたとは考へられず、太祖實錄によれば四十三年六月に諸貝勒大臣が征明を乞ふた時すら、太祖は之を允さなかつた事が見えて居る。従つて直接明に對して攻争する事を褚英が諫めたといふやうな形跡は、全然認め得られないと云つてよいのであつて、これ等の點からしては、褚英が諫止

したといふ事は甚だ頼り所なき事柄と言はねばならない。且又猛勇の性をうけたと考へられる褚英の性格からみて果して諫止の事を敢てなしたか否か疑問と思はれる。勿論武骨一遍の人だからとて、時勢の如何なるかは知る所あり、假りに征明の議が起つた時、場合によつては、之を諫止したやうな事が絶對に無いとは云へないであらうが、今述る如く諫止の記事が他に認められない以上、これ等明人の記事を直に眞實として肯定する事は早計である。然し一方褚英が太祖に背明を諫止した事が一つだけでなく三四の記録に出て居る以上、よしんばそれが凡て明人側の記録であるとしても、亦一概に否定し去る事も出来ないのであつて、この點は直ちに何れとも斷定出来かねる次第である。そこでこの點は甚だ曖昧であるが、かゝる事も有つて或はそれが幽囚の一因となつたのではあるまいかと考へて、次の考察に入り度いと思ふのである。

さて明人の記録に見える褚英幽囚の記述は前述の如くであるとして、次に朝鮮側の記録に何か之に就いて記す所ないか、考へてみたい。今、朝鮮側の記録で褚英に關して明記して居るものを檢索すると、次の一二の記録を擧示する事が出来る。その一は李民奩の建州聞見録であつて、その書中太祖の子弟を記した所に、

長曰紅破都里六七年前爲奴酋所殺 次曰貴盈哥。次曰紅歹是。次曰亡古歹云々

と言つて居る。茲に見える所の長子紅破都里が、今問題の褚英である事は、「紅破都里」が褚英の稱號

である洪巴圖魯の同音異字である事によつて、又、貴盈哥が代善の稱號である古音巴圖魯であり、紅歹是が弘太時と同じく皇太極即ち後の太宗であり、亡古歹が莽古爾泰である事等の兄弟の名からしても、明らかに察せられる。然らば李民寯が興京に往返した天命四年頃から六七年前に、奴酋即ち太祖努爾哈齊に紅破都里が殺されたと云へば、褚英が乙卯の年に死を得た事と正しく符合する記事といふべく、適く以て褚英の死が太祖によつて起されたものである事を知り得るのであり、舒爾哈齊の死と同様の事情にあつたらしい事が想像されるのである。第二は太白山本光海君日記卷百六十九、辛酉（光海君十三年、明天啓元年、清天命六年）九月初十日戊申の條に、滿浦僉使鄭忠信の清朝探事の報告を記して、

蓋老會有子二十餘人。而將兵者六人。長早亡。次貴盈哥。次洪太主。次亡可退。次湯古台。次加文乃。次阿之巨也。云々

と言つて居る記事である。「長早亡」の長子といふのが褚英にあたるものである事は、貴盈哥以下の名が前記の文と同じく代善以下の諸弟を指したものである事からも考へられる。然しこの記事は褚英が天命六年よりはるか前に歿した事を知らしめるだけで、その死因等に就いて記して居ないから、この際史料として直接寄與する所はない。この外朝鮮側の記録に於て、褚英の死に就いて記して居るものは、余の涉獵し得た範圍内では見當らず、而もその寓目し得た記事が右の如く甚だ簡單であるとすれ

ば、褚英が何故に死に至つたかといふ事はこの方面からは知るを得ないのであつて、従つて朝鮮側の記録からして清史稿の死因に就いては所據となつたものは考へられないと思ふ。然らば朝鮮側の記録は論外として、事實の點は不明にせよ記事として明人の記録が前述の如く清史稿所記の一半の所據になつたと考へられるならば、その他の一半の記事は何に基づいたものとみるべきであらうか。その際はやはり清朝側に求めて、太祖實錄以外に於て或詳密な記事があり、而もそれが或事情によつて實錄等に載せられなかつた如きものを、直接採用して記したのではなからうかとの推測を強うせざるを得ないのである。然る時その材料としては滿文老檔を措いては他に無いと考へるのであつて、若し滿文老檔にこれが關係の記事があれば、自らこれによつて唯適當に書き改めたものであらうと考へるのである。然して滿文老檔を検するに、果して之に就いて記した詳密な記事があり、清史稿は全く之に據つて説をなしたものであらう事を知り得たのである。茲に於て余はその滿文老檔の文を譯出し、以てその間の事情關係を明らかにせざるを得ない次第である。

○

滿文老檔は言ふ迄もなく滿文で書かれた清初の舊記であつて、本來これに對應する漢文の無い事は既に「舒爾哈齊の死」の研究の際にも述べた所であるが、先年金梁氏が多數の滿洲人を使つて之を漢譯し、その中重要な興味有るものを摘出して、「滿洲老檔秘錄」二卷として印行されたものゝ中に、幸に

もこの褚英に關する記述が含まれて居る事は、舒爾哈齊の場合と同様に甚だ貴重な又便宜な事と言ふべきで、茲に滿文老檔の一節を譯出するに際し、先づ金梁氏の譯文を載せ、次に原文をローマ字に寫しこれに邦語譯を附する事にした。

一、「滿洲老檔祕錄」上卷所載漢譯文。

太祖幽長子於高墻 癸丑年三月

春三月上幽長子阿爾哈圖土門貝勒褚英於高墻、時上春秋漸高、不任宵旰之勞。思委政事於長子阿爾哈圖土門貝勒褚英。而褚英局度褊小、無恤衆之心。爲上所素知。乃召而諭之曰。我今欲以國政委汝。汝宜寬涵爲度大公爲心無負我命。遂委以政。而褚英褊狹如故。遇諸弟群臣罕有恩意。四貝勒五大臣旦夕自危知不可久。乃相與籌議曰。欲愬之則慮招目前之禍。不愬則坐待後來之戕。然目前禍小後來戕大。不如愬也。遂舉褚英諸虐政各筆簡牘而進愬之。上覽奏震怒。乃召褚英至示以諸臣所奏。褚英嘿然不能對。上責之曰。我年老畏勞。以汝嫡而居長。故以國政委汝。命汝寬涵爲度大公爲心。今汝遇諸弟群臣刻薄寡恩。幾令國內人人自危。何以爲政。我命汝秉政之初。卽恐爾等互起爭鬪。故賜爾同母弟勅書八十道、白銀一萬兩、家五千戶、馬八百群。賜爾異母諸弟者視此差減。而爾仍後義先利不奪不厭。致爾諸弟群臣皆不聊生。是烏可邪。其舉所有戶口財物與爾諸弟均分之無得更爭。自是上漸不信任褚英。兩征烏拉皆勿令隨行。且命古英巴圖魯貝勒代善、台吉莽古爾泰及四貝勒等。留國中以

守之。褚英懼語其侍臣曰。我死爾等能殉我乎。對曰能。褚英乃乘上出師後作書以誚上及諸弟群臣。祝於天而焚之。既而復諭侍臣曰。今我師出征烏拉。其勝可必。上凱旋後苟聞我焚書祝詛事則我必死。不如我自縊留遺書以與上及諸弟。爾等其與我偕死。侍臣聞之懼。乃以褚英所爲奔告。上大怒。嗣思殺長子不可爲訓。乃貸其死而幽之。逾年遂歿。

古譯文の標題の「太祖幽長子於高牆癸丑年三月」といふのは譯者が勝手に附せられたものであるが、次に譯出する原文によつて知られるやうに、事件が癸丑即ち萬曆四十一年三月の事である所からして附せられたものである。然し原文の記事は三月ではあるが、實際の記述としては同年六月の條に繋げられて居る。或は誤つて三月の記事を後に入れたものかとも想像される。滿文並に邦語譯は次の通りである。

二、滿文並に邦語譯文

Sire kundulen han gūnime, juse akūci mini beye ai gisun, mini beye, te juse be doro
 聰 恭 汗 慮ルニ 子等 ナケルバ 我 身 凡テノ 語 我 身 今 子等 ヲツテ 道ヲ
 (或)

jafabuki seme gūnifi, ahūngga jui be doro jafabuči, ahūngga jui ajigan či mujilen buya,
 奈ヲソメン ト 慮レリ 長 子 ヲツテ 道ヲ 奈ヲソムルナラバ 長 子 幼少 ヲリ 心 小ク

gurun be ujire amba sain ončo mujilen akū, deo be doro jafabuči, ahūn be sindafi,
 國(氏) ヲ 養フ 大ナル 善キ 寛ナル 心 ナツ 弟 ヲツテ 道ヲ 奈ヲソムルナラバ 兄 ヲ 放ツテ後

dabai: deo be adarame jafabure, abingga jui be ama bi tukiyefi amba gurun be eje'obuñ,
愈々 弟 ラソテ 如何ソゾ 余ラソメン 長 子 ヲ 父ナル我 擧ゲタリ 大 國 ヲ 掌握ソ
amba doro be jafabuoi, ini buya mujlen be waliyafi amba doronggo mujlen be jafambi
大 道 ヲ 余ラソムルナラバソノ 小 心 ヲ 聚テ 大 有道ノ 心 ヲ 余ラソ
dere seme ahingga jui Argatu tunen be doro jafabuha, tuttu doro jafabuha ahingga jui,
ノミ ト 長 子 阿爾哈圖 土門 ラソテ 道ヲ 余ラソメタリ カクノ如ク 道ヲ 余ラソメタル 長 子
ama han i afabuha amba gurun be neçin neigen i dasame doronggo mujlen be jafafi
父 汗 ノ 攻メタル 大 國 ヲ 平 均ニ(ヲ以テ) 治メ 有道ノ 心 ヲ 余リテ
banjirakñ, ama han i beyei gese tukiyefi ujire sunja amban be ishunde ehe açabumne
遍サベリキ 父 汗 ノ 身ノ 如ク 擧ゲテ 養ヘル 五 大臣 ラソテ 五ニ 惡ヲ 含セテ
jobobure, Sure kundulen han i niyaman fahñ i gese gosira duka jise be jobobumne, ahñ
皆セソム 聰 察 汗 ノ 心 肝 ノ 如ク 慈ソミ 門 子等 ヲ 害スベク 兄
mini gisun be mararakñ, mini ai ai gisun be han ama de alarakñ seçi, deote suwe
我が 語 ヲ 拒テザリキ 我が 凡テノ 語 ヲ 汗ナル 父 ニ 説カザリキ トテ 弟等ニ 爾ハ
gashñ seme dobori usiha de gashñbure, jai deote suwende han ama sain uñin sain morin
醫ヘヨ ト 夜 星 ニ 醫ヘソメ 又 弟等 爾等ニ 汗ナル 父 ヨキ 財 ヨキ 馬ヲ
buthebi, han ama akñ oçi suwende buthe uñin morin be içliiyarakñ nakambio, jai
興ヘタリ 汗ナル 父 無クナレバ(死セバ) 爾等ニ 興ヘタル 財 馬 ヲ 收メズソテ 捨テタルカ 又

minde ehe deote, minde ehe ambasa be bi han tehe manggi wambi seme hendunne utnu
 我ニ 悪キ 弟等 我ニ 悪キ 大臣等 ヲ 我 汗 居住 シタリキ 殺サシ ト 云ヒテ カクノ如ク

jobobuha, ere duin deo, sunja amban i tuttu joboro be Sure kundulen han sarkū bilie, dain
 害セリ ヨノ 四 弟 五 大臣 ノ カハル 害 ヲ 聽 察 汗 知ラザリキ 四

deo, sunja amban hebdenne musei utnu joboro be han sarkū, han de alaci, doro jafaha
 弟 五 大臣 商議スラク 我等五ノ カハル 害 ヲ 汗 知ラズ 汗 = 告レバ 逆ヲ 拿リタル

Argatu tunen de gelere, doroi ejen seme geleči, musei banjire dube aibide bi, han akū
 阿爾哈圖 土門 ヲ 畏レン 逆アル 主ナリ ト 畏ルレバ 我等五ノ 將 來 何所ニ アラシ 汗 無ク
 (左クニキ終來)

oho manggi, muse be ujirakū kai, musei banjiri ojorakū joboro be han de alafi bučeki
 ナリ タラバ 我等 ヲ 養ハザラン 我等五ニ 在ク ヌカラズ 惡 ヲ 汗 ニ 告ゲテ 死セン

seme, duin deo, sunja amban hebdefi han de alaha, han hendunne, suweni ere gisan be
 ト 四 弟 五 大臣 商議ソテ 汗 ニ 告ゲタリ 汗 曰ク 汝等ノ ヨノ 語 ヲ

anggai alaci bi ya be ejere, bithe arafi gaji seme henduche manggi, duin deo sunja amban
 ロヲ以テ 告レバ 我 何 ヲ 記サシ 害ヲ 害キテ 來レ ト 云ヒタリキ 四 弟 五 大臣

čeni joboho be erite bithe arafi han de alpuha. han tere bithe be gafifi, amba jui de, sini
 彼等ノ 害 ヲ 各々 害ニ 害キテ 汗 ニ 告ソタリ 汗 ヲノ 害 ヲ 取リテ 大 子 ニ 汝ノ

duin deo sunja amban, simbe ehe seme araha bithe ere innu ere le si tuwa, amba jui sinde
 四 弟 五 大臣 汝ヲ 惡ソ ト 害ケル 害 コレ ナリ コレ ヲ 汝 看ヨ 大 子 汝ニ

aika uru gisun bicci, si geli karu bihe arafi giyangna seme henduhe manggi, amba jui
 何カ 是ナル 語 アラバ汝 復以テ 報 書ヲ 書キテ 讀セヨ ト 書ヒ タリキ 大 子
 munde umai giyangnara gisun akū seme jobuha, tede Sure kundulen han hendume, sinde
 我ニ 覽ニ 讀スル 語 ナソト 答ヘタリ 此ニ於テ 聽 恭 汗 曰ク 汝ニ
 giyangnara gisun akū oči, si waka kai. ama bi dain čooha de yabume bahanarakū ofi, gurun
 講解ノ 語 ナケレバ 汝 非 也 父ナル 我 軍 旅 ニ 行キテ 悟ラザル ヲソ 國
 i wolle beideme doru jafame muterakū sakdañ ere doru be sinde guribuhelkū kai, ama mini
 ノ 罪 察問スベク 道ヲ 余リテ 能ハザリキ 老ヒテ コノ 道 ヲ 汝ニ 移サバル ヲソ 父ナル 我ガ
 beye de nutuha juse be doru jafabuči, gurun donjiči, ama be daburakū, juse gurun
 身 ニ 成長セシ 子等 ラソテ 道ヲ 余ラシムレバ 國(民) 聞ケバ 父 ラソテ 干興セシムズ 子等 國(民)ヲ
 ejelehebi, doru jafahabi seči, gurun donjikini seme simbe doru jafabuha kai, doru jafala
 掌握シ 道ヲ 余リタル ナラバ 國(民) 聞カント欲シテ 汝ヲソテ 道ヲ 余ラシムルナラソ 道ヲ 余リタル
 (余リタリト云ヘバ)
 gurun i ejen han belle, mujlien be amban ončo obuñ, gurun be nečin neigen ujime banjinbi
 國 ノ 主 汗 具勅ハ 心 ヲ 大 寬 ナラシム 國 ヲ 平 均ニ 養ヒ 道サン
 dere, ama de banjha dain deo, ama i tukiyehé sunia amban be uttu ehe ačaburne jobobuči,
 ノミ 父 ヲヨリ 生レタル 四 弟 父 ノ 擧ゲタル 五 大臣 ラカクノ如ク 惡ク 承奉セシムテ 恭ソムレバ
 (恭スレバ)
 simbe adarame doru jafabure, sini emu eme de banjha juwe jui be doru jafabuñ gurun
 汝ヲソテ 如何ニソテ 道ヲ 余ラシムン 汝ノ 同ソ 母 ヲヨリ 生レタル 二 子 ラソテ 道ヲ 余ラシムル 國

be amba duiin buhe, ahñta de ambula buki, deote de akū oči, ahñta de baiñ gamakini,
 大 半ヲ 興ヘタリ 長兄ニ 大ニ 興ヘントシ 弟等ニハナカリキ 長兄ニ 求メテ 望マント欲ス
 baiñ ahñ burakti, ergeleme jafañ gamakini, ahñta de konso, deote de ambula
 求メテ 兄 (耳ヲ)傾ケザレバ 迫ツテ 取リテ 望マント欲ス 兄ニ 少ク 弟等ニ 多ク
 buhede, ahñ niyalma, deote de baiçi acarakti seme gñifi, sini neneme nutuha emu eme de
 興ヘシニ 兄 者 弟等ニ 求メテ 宜シカラズ ト 慮レリ 汝ノ 先ニ 成長セル 同シ 母ヨリ
 banjha ahñ deo juwe jui de, sunjata minggan boo gurun, jakñta tanggñ adun, ente tunen yan
 生レタル 兄 弟 二 子ニ 毎五 千 月ノ 民 毎八 百ノ 馬 一 萬 兩
 menggun, jakñnjuta ejhe buhe, bnini aji sargan de banjha geren juse de, gurun ejhe
 銀 毎八十 勅書ヲ 興ヘタリ 我ノ 親愛ナル 妻 ヨリ 生レタル 多クノ 子等ニ 國ノ 勅書
 ai jaka be gemu konso buhe krai, uttu ambula buhe be elerakti, konso buhe deote
 凡テノ 物ヲ 凡テ 少ク 興ヘタルゾ カクノ如ク 多ク 興ヘタル ヲ 足ラザリキ 少ク 興ヘタル 弟等
 de bisire jaka be geli si gainbi seme gisure, sinde ehe sabuha deote ambasa be geli wambi
 ニ 有ル 物ヲ 復 汝 取ラント ト 言フニ 汝ニ 惡ク 見タリ 弟等 大匠等 ヲ 又 殺サント
 seme hendure, duiin deo sunja amban be ishunde ehe açabure sini tenteke ehe buya
 ト 言フニ 四 弟 五 大匠 ラシテ 互ニ 惡ク 承奉セシムルニ 汝ノ カル 惡 小ナル
 mujilen be ama de ume alara seme, deote be ba bade gashñbure, sinde buhe gurun, adun
 心 ヲ 父ニ 勿レ 告ザル ト 弟等 ヲ 夫々ニ 警ハシメントスルニ 汝ニ 興ヘシ 國(民) 馬

ulin, ai jaka be komso seme, si uttu buya mujlen jafaci, sinde salibuhā gurun, adun,
 財 凡テノ 物 ヲ 少ソ 卜 汝 カカノ 如ク 小ナル 心ヲ 拿レバ 汝ニ 受ケシメタル 國(民) 馬
 ai ai jaka be gemu deote de açabuñ, gese dende seme henduhe, tuttu henduñ, Ula de
 凡テノ 物 ヲ 皆 弟等 ニ 承奉セシメ 各自 分ケシメシト 言ヘリ カカノ 如ク 言ヒテ 烏拉 ニ
 bolori čooha genere de, amba jui mujlen i buya be sereñ inde akdarakū, ini emu eme
 敬 兵 往ク ニ 大 子 心 ノ 小ナル ヲ 覽リテ 彼ニ 頼ラザリキ ヲノ 同シ 母
 de banjha deo Gruyeng baturu beile be hečen tuwakiya seme werihe, jai mudan Ula de
 ヨリ 生レタル 弟 古 奕 巴圖魯 具物 ヲシテ 城ヲ 看守セヨ 卜 留メタリ 次 間。 烏拉 ニ
 niyengniyeri čooha genere de, amba jui imbe akdarakū, Manggūltai taiçi, duiçi beile, juwe deo
 春 兵 往ク ニ 大 子 彼ヲ 頼ラザリキ 莽古爾泰 台吉 四 具物 ニ 弟
 be werihe, juwe mudan Ula de čooha genere de, amba jui imbe gānahakū boode tebuhē
 ヲ 留メタリ 二 間 烏拉 ニ 兵 往ク ニ 大 子 彼ヲ 從ハズ 家ニ 居ラソメ
 manggi, amba jini ini dūin guču i baru hebdeme, mini gurun be deote de gese dendehe
 タリキ 大 子 ヲノ 四 友 ニ 向ツテ 商議スルニ 我ガ 國(民) ヲ 弟等 ニ 各自 分ケ
 manggi, bi banjirakū bučembī suwe mini engi bučembio seme henduhe, tere dūin gučuse
 タリキ 我 生キズシテ 死セン 汝等 我ト 共ニ 死スルカ ト 言ヘリ ヲノ 四 友等
 jabumne, belle si bučeci be inu simbe dahame bučembī seme henduhe, tereci ama han Ula
 對ヘテ 曰ク 具物 汝 死セバ 我等 亦 汝ニ 從ツテ 死セン ト 云ヘリ ヲレヨリ 父ナル 汗 烏拉

de čooha genehe amala, amba jui ana han gese amba gurun de čooha genehi, anabumbio
 = 兵 用シタル 後 大 子 父ナル 汗ノ 加フ 大 國 = 兵ヲ 出シテ 勝ツカ
 etembio seme jobome gūnirakū, čooha genehe han ana be deote be sunja amban be firume
 負ルカ 卜 憂ヒテ 慮ヲガリキ 兵ヲ 出シタル 汗ナル 父 ヲ 弟等 ヲ 五 大臣 ヲ 亂ヲ
 bihe arafi abka na de daijifi, jai geli gučusei baru hendume, dain de genehe musei čooha,
 害ヲ 書キテ 天 地 = 離キテ 又 復 友人ニ 向ツテ 目ヲ 師 = 行キタル 我等ノ 兵
 Ula de gidabučina, gidabuha de, ana be deote be bi hoton de halburakū seme gisurehe, uttu
 烏拉ニ 敗ル、カ敗レヨ 敗レタル 時 父 ヲ 弟等 ヲ 我 城 = 入レズ 卜 害ヘリ カハル
 ehe gisun be gisurefi, čooha genehe han be deote be ambasa be firume bihe araha niyalma
 惡 音 ヲ 云ヒテ 兵ヲ 出セル 汗 ヲ 弟等 ヲ 大臣等 ヲ 亂ヲ 書テ 書キタリ 人
 gūnifi, ere bihe arafi dejihe be, atanggi bicibe han donjimbi dere, donjiha manggi, mimbe
 慮リテ ヨノ 害ヲ 書キテ 疑キタル ヲ 何時 卜 雖 汗 聞ケル ノミ 聞キ タリキ 我ヲ
 geren i juleri wambi, mini beile geli ini banjire doro be ekiyenyehe sehede bučembí seme
 衆人 ノ 前ニ 殺サシ 我 貝物 復 シノ 生キン 逆 ヲ 損セシメタルカ 卜云フ時 死セシ 卜
 henduhe bihe. beile ana i onggolo bi neneme bučeki seme bihe arafi wcrifi fasime bučekhe,
 音ヒタリキ 貝物 父 ノ 前ニ 我 先ニ 死セシ 卜 害ヲ 書キテ 留メテ 自縊シテ 死セリ
 tere be bučere jakade, dahame bučembí seme gisurehe ilan niyalma. golofi hendume, beile be
 ヲレ ヲ 死スル 故ニ 從ツテ 死セシ 卜 云ヘル 三 人 懼レテ 口ヲ 貝物 ニ

dahame bučembī seme gisurehe inu mujangga, bithe aratī firume dejithe inu mujangga, ai ai
 從ツテ 死セン ト 安ヘルハ 亦 事賞ナリ 書ヲ 書キ 祖ソテ 慶キツル 亦 事賞ナリ 凡テノ
 gisun gisurehe gemu mujangga seme alaha manggi. Sure kundulen han, amba jui be waci, amala
 語ヲ 安ヘルコト 皆 事賞ナリ ト 告グ マリキ 聽 祭 汗 大 子 ヲ 殺サズ 後
 banjire juse de kooli banjirahū seme wahakū, amba jui Argatu tunen be ini gūsin dūin se de,
 生ル、 子等ニ 典例ト ナラズ トテ 殺サズ 大 子 阿爾哈圖 土門 ヲ 彼ノ 三十 四 歳ノトキ
 ihan anjya han biyai orin ninggun inenggi, den hashan i boode horif tebuhe. Sure kundulen
 丑 年 三 月 二十 六 日 高 塔 ノ 家ニ 年ソテ 屠ラソメタリ 聽 祭
 han i amba jui Argatu tunen, mujihen eke ini waka be beye de alime gajarakū ofi, amala
 汗 ノ 大 子 阿爾哈圖 土門 心 惡ク ソノ 非 ヲ 身ニ 受領セザリシ 爲ニ 後ニ
 banjire dorō be etulerahū seme gūnif, den hashan i boode horif tebuhe.
 生ル 道 ヲ 敗レリ ト 處リテ 高 塔 ノ 家ニ 年ソテ 屠ラソメタリ

右に記したやうに滿文は相當に長文であつて、老檔卷三癸丑年六月額亦圖巴圖魯が葉赫征伐をなした事の續きに記されて居る。然し原文の終りに近く見える如く幽囚事件はその年三月に在つたから金梁氏譯本の如く「癸丑三月」と題して差支ないわけである。今この原文を漢譯文に比べてみる時相當に異同あり、必しも全然同文とは言ひ得ないのであつて、或は滿洲老檔秘録の序文に記されて居るやうに、その原本となつた無圈點檔案と余の譯出に用ゐた加圈點檔案との間に異同ある爲か、それとも金

梁譯文は實録等を参照して意を加へてなされたものかとも思はれるが、全體の意味に於いては格別の差なく略同意とみてよいと思ふ。但し漢文の三行目の「四貝勒」といふのは決して太宗の四貝勒の義でない事は、原文に四弟とある事によつて明らかであり、又漢文十行目の「四貝勒」は原文に第四貝勒と記されて居てこの方は太宗を指すものである事は注意すべく、四弟といふのが代善、莽古爾泰、及び太宗の三人を含んで今一人誰かを言ふものと思はれるが、こゝでは明らかでない。又漢文十行目の「兩征烏拉云々」の記事は、原文によつて初回の時は代善が看視し、二回目には莽古爾泰と太宗とが看視した事の義である事が知られ、二回とも褚英が参加しなかつた事情がよく分る。従つて初めに述べたやうに太祖實録その他の書に褚英の晩年の烏拉征伐に諸弟の名が見えるに反し、褚英の名が見えないのはかゝる事情によるものである事が明瞭にされるわけである。漢文最後の一句である「逾年遂歿」は加圈點檔案には見當らぬ句であつて、金梁氏が太祖實録等によつて補はれたものか、或は又無圈點檔案にのみある事かと思はれるが、この點も明らかでない。然しこの原文並に漢譯文を對照して考察する時、疑問とした褚英の死に關して十分その事情を知り得るのであつて、眞に得難い貴重の記事と云つても過言でないのである。

以上記述した所の滿文老檔の詳細な記事は、疑問の中に閉されて居た褚英の死の事情に就いて述べ

て遺憾なしと云つて差支ない。余の譯出の原文と金梁氏譯文とは少しく異なる所あるが、その記載の大意を述べるならば次のやうになるのである。即ち

太祖はその長子褚英に己の後を嗣がしめるため、庶政を委ねんとしたが、かねて太祖の危懼した如く褚英に寛厚の資なく一族部衆に對して少しも恩愛を示さない爲に衆の心服を得ず、爲に諸弟大臣の之を太祖に誣告するもの有り、太祖も委政の事を中止し且褚英を招致して詰責し以後彼を信用しなかつた。そこでその後行はれた二回の烏拉征伐にも彼をして出征せしめざるのみならず、密かに諸弟をして看視せしめる態度に出た爲、内心非常に憤滿の情を懷いて居つた褚英は愈心平らかならず、遂に太祖を誚し諸弟大臣を呪するに至り、太祖の出征不在に乗じてその呪表を焚き天に祈つたので、初め死を約した侍臣等も事の成行を懼れて太祖に告ぐるに至つた。その結果太祖も怒心頭に發し之を法に處せんとしたが、長子を殺す事の子孫の爲に法となすべからざるを知つて、遂に之を高墻に幽囚するに至つた。云々

といふのである。この文を先に記した清史稿列傳の記載に比するに大意に於ては正しく合致すると思はれるので、清史稿の記載がこの滿文老檔によつて記述を簡約したものであらう事は十分に想像し得られる所である。然らば初め疑問とした清史稿の記事の所據は、全くこれに在る事が分りその記事は確な信用し得る記述と言つて差支ないのであつて、清初の記録である實錄その他に於て、太祖の爲に

又清朝の爲に不名譽の事として忌んで省かれたと思はれる褚英の死といふ事件の詳細な事情は、舒爾哈齊の死の場合と同様に、滿文老檔によつて始めて明らかにされるのであり、その全體の経過は舒爾哈齊の場合と異なるが幽囚といふ結果に落着くに至つた事は全く同様であつて、茲に猛王褚英の悲運を正しく知る事が出来るのである。然る時この滿文老檔の記事は眞に貴重な史料といふべきであつて、清初に於ける史實の究明に滿文老檔研究の忽にすべからざる事を痛感する次第である。

右述る所によつて褚英の幽囚に至る迄の大體の事は明らかになつたと思ふが、次には左の三點に就いて少しく詳細に一應の考察を加へてみたい。

第一は原文に「長子阿爾哈圖土門をして道(政)を兼らしめたり」とし、金梁譯文に「思委政事於長子阿爾哈圖土門貝勒褚英」とするのが、何時の事であるかといふ事である。固よりこれだけの記事ではその年次は不明であるが、後に烏拉征伐二回の記事がある所からすれば、この烏拉征伐が、初めは壬子萬曆四十年であり次が癸丑萬曆四十一年である以上、おそくとも萬曆四十年の初めか、その年以前の事とみるべきである。然して兩文共に太祖の詰責を記して後、直に續けて烏拉征伐の事を言つて居り、殊に原文には、「烏拉到秋兵をやるに云々」とあれば、この委政の事は當然その征伐と同年中の事とみるべきで、諸書には壬子秋九月に太祖が烏拉を親征して居るから、その年の中で八月より以前の事と考へるのが至當であらう。然らば嘉靖三十八年生れの太祖五十四歳の年に當るわけであつて、

金梁譯文に「時上春秋漸高云々」と云つて居るのもあながち不當の語ではないやうに思はれる。果して不任宵肝之勞といふ状態に在つたかは疑問であるが、幼年より辛苦艱難を積んだ太祖に幾分かゝる事があつたのではないかと、考へられない事もない。

第二に考ふべきは壬子癸丑兩回の烏拉征伐に關しての事である。既に述る如く壬子(萬曆四十年)秋九月の征伐の際は、太祖は褚英の弟莽古爾泰等をして參加せしめ、癸丑(萬曆四十一年)春正月の征伐の際には代善阿敏等を參戰せしめて居る。今原の滿文によれば、「秋の征伐には同母弟古英巴圖魯をして城を看守せよと留めたり」とし、「春の征伐には莽古爾泰、四貝勒二弟を留めたり」と云つて居る。兩者を併せ考ふるによく合致して居るといふべきで、秋の時には古音巴圖魯即ち代善が城を看守する代りに莽古爾泰等が往戰し、春の時には莽古爾泰、四貝勒(太宗)が看守する代りに代善阿敏等が出征して居るわけである。これは要するに、從來烏拉征伐に大功有つた褚英を參戰せしめずして禁足した爲に、それを看視するの必要上有力なる諸弟を交替に看視出征せしめたわけであつて、既に父子の間に踰ゆる事の出來ない溝渠が出來た以上、流石の太祖も褚英の行動を氣遣ひ、之が最善の對策を講じたものと解すべきであつて、當時に於ける一族間の内紛の狀がよく示されて居ると共に、一面太祖の奸智巧慧を表はしたものと云つても差支ないと思ふのである。但し金梁譯文には、兩回の征伐を一に記した爲に、代善、莽古爾泰、四貝勒をも一にして看守せしめた様に記して居るのは、須く原文に従

つて夫々別に考ふべきものである事言を俟たない。

第三には褚英の呪詛の事に就いて考へねばならない。原文並に金梁譯文をみるに、兩回の烏拉征伐共に褚英は参加せず、諸弟が之を看守したために、褚英懼れて遂に呪詛するに至つた事が知られるが呪詛の文句は固より知られない。然し前後の關係よりして内容は想像するに難くないと思ふ。然らばその呪詛の書をつくり之を焚いたのは果して何時であるかといへば、之も的確な日時を示す事を得ないけれども、兩文共に太祖が烏拉征伐に赴いた後の事と云つて居る所によつて、癸丑の歲正月の太祖烏拉親征後間もない時である事は推測し得べく、而も原文には、「その呪詛の書を焼いた後に、友人に向つて烏拉征伐の師が敗れた時には父弟等を城に入れしめなと言つた」旨を記して居るから、出征中の事件である事が知られる。この時の太祖の烏拉征伐は正月中の事であり、遂に烏拉を滅したのであるから、右の事はこの正月中の事と考へてよいであらう。而して褚英の侍臣が死を懼れて褚英との約を裏切つて太祖に奔告し、原文の記す所によつて知られるやうにその年三月二十六日に幽囚の事が起つたのであるから、奔告は出征中の事としても、太祖の凱旋後間もない時に於てこの不祥事が起つたものとみるべく、遂に茲に猛王褚英も圜圜の身となり了せた次第である。

かくの如く解し來る時、褚英の幽囚に至る迄の經緯はよく明らかにされるのであつて、併せてその裏面に於ける内紛の状態も窺知するに足るであらう。太祖が何故に異心の明らかな者を、言はば一族

間の反逆者を、單に幽禁するに止めたかと云ふに、幽禁がその人を苦しめる事大にして懲罰の法として效果的であつたと云ふやうにも考へられるが、事實は滿文老檔に記されて居るやうに、「太子を殺すのは子孫の典例準據として避くべきである」との考に基づいたものであり、又一には斬殺の刑等に處する時には己に對する非難が起るやも知れないのを考へて、之を避けたのでないかとも考へられる。若し然らばこの點に於ても太祖の賢明と奸智とを十分に察し得ると思ふ。而してこの褚英幽禁の事は全く前の舒爾哈齊幽禁と同様の法に出たものであつて、後に太宗がその兄弟に對してとつた態度や、それ以後の諸天子の事等を併せ考へれば、清朝の慣習的處刑法であつたかとも思はれる。

尙、褚英の幽禁された *den Hashan i boo* が如何なる構造であるかは詳らかでないが、清太祖實錄癸丑（萬曆四十一年）正月己未朔の條に、烏拉布占泰が背盟して太祖の女を高牆に幽した記事を載せて居るので、高牆は當時幽囚によく用ゐられたものと思はれる。恐く家の周圍に高牆をめぐるして脱出を防ぎ、外部との交通の自由を妨げたものであらうか。博物彙編の記述に、太祖が弟舒爾哈齊を幽禁した事を言つたと思はれる所に、「會疑弟二心。伴營壯第一區落成。置酒招弟飲。會入寢室。錙鐺之。注鐵錠其戸。僅容二穴、通飲食、出便溺。云々」とあるのは、果して信用し得るか不明であり、又無論高牆の説明とはいへないが、かゝる事も行はれたのか考へられないでもないで、同じ幽禁であつてみれば高牆もかくの如く嚴重に外部との交通を妨げた類のものであつたらうと想像される。

以上述る所によつて、清史稿褚英傳に見える褚英幽囚の二つの記事の出所源流は、始めて明らかに
 なつたといつてよい。而して既に述る如く明人の揣摩に基く幽禁の記事は、果して事實であるか、清
 朝側の記録に照應するものがないので確める事が出来ず、烏拉征伐の時にでも烏拉葉赫と明との關係
 よりして、褚英が明に背く事勿らん事を諫めたのであるまいかと想像されるだけであるので、説とし
 て一應考慮の中に入れるには差支ないが、褚英幽囚の眞の原因としては須く之を避けて滿文老檔の記
 述に従ふべきではあるまいかと考へる。然し何れにせよ太祖と褚英との間柄が、後年に於いて圓滑で
 なかつた事は想像するに餘あり、又舒爾哈齊の死と併せ考ふる時清室の内部に紛亂の狀があつた事を
 察知するに足ると信するのである。

かくの如くして褚英は猛勇の資を以て大功を樹てながら、その最後に至つては報ゐらるゝ所なく、
 幽囚の厄に會したのであつたが、その幽囚後に於ける状態は何等記すものなく不明である。然し眞に
 辛い刑罰の事とて、精神的肉體的の憂悶苦患は推して知るべく、遂に諸書に示される如く幽囚より二
 年後の乙卯閏八月に至つて、幽所に死を得た事はさもあるべき事である。但し前述の如き詳しい記述
 を殘した滿文老檔には、乙卯閏八月の條に於て褚英の死を記して居らぬのは奇とすべきであるが、之
 は何かの事情によつたものなるべく、漢文の太祖實錄によりこの月に薨じた事は疑ふ餘地はなからう

と思ふ。然もその死が滿文老檔によつても「自縊」せん事の伺はれ、清史稿が「自縊死」と記した事が眞實であるならば、太祖が直接手を下した事でないにせよ、間接に太祖が殺したと云つてよいのであつて、朝鮮側の建州聞見録等に、太祖に殺されたといふ記事が見えるのは、その眞を傳ふるものと云ふべきで、舒爾哈齊の場合と同様に、眞に悲惨な運命を辿つたものと云つて差支ない。

以上のやうな次第であるから、清朝はその興隆の初期に於て、太祖に關聯して同母弟舒爾哈齊と長子褚英との二人の有力者を、僅々數年の間に失つたのであつて、一面に於て多大の損失を蒙つた事は言ふ迄もない。さりながら他の一面に於て、太祖はその英邁な資を以て一族部内の異端者を排除してその兵を併せ、部族を全然統一する事を得たのであつて、結果に於ては却つてよかつたとも考へ得られる。太祖が猜厲威暴、妻子と雖も假借せずして部衆に恐れられた事、及びその子貴益哥即ち代善が代れば寛柔の資を以て衆心を得べしと評判された事は、前に舒爾哈齊の死に就いて述べた時、建州聞見録を引いて言及したが、褚英が又性暴伉で衆心附かなかつたといふのも、確かにその父の性質の一端をうけたものと云ふべく、唯太祖程に奸智に長せず、自己粉飾に拙な武骨一遍の正直者であつた爲に、遂には同じ威暴な父とも合はず、加之衆人の誣訴の事も預つてかゝる非命に殪れた事は想像するに餘あると思ふ。これ亦清初内紛の表面化したに外ならないのであつて、唯褚英とその諸弟とが何程不和の事實があつたかは知るを得ないが、後の事より推して太宗皇太極即ち四貝勒等が、その間に暗躍し

なかつたとも確言出来ないのである。かゝる譯で褚英の死に關しては、その一族の態度行動に種々の事が考へられるのであるが、とにかく清初内部に於ける紛亂は相當に盛んであり、又太祖として部内の統一に苦慮する事多大であつた事も、十分察し得られるのであつて、或王朝の興隆當初に於ける免れ難い混亂の一面を示すものと云つてよいであらう。

○

尙、こゝに併せて一言したいのは、褚英の死後に於けるその子孫に就いての事である。褚英には數人の子があつたが、その長子を杜度と云つた。この人は天命九年以後に於いて、朝鮮、察哈爾及び明の征伐等に種々戦功有つた人である。そして杜度が清軍中に重をなして居た事は、燃黎室記述卷二十三深河之役の項に、奴酋(太祖)の八將を擧げてその第六に「豆斗、奴長孫と云つて居る豆斗がこの人に當る事によつても知られ、又前掲太白山本光海君日記辛酉九月初十日鄭忠信の報告に、清朝の兵制を述べた一節に入旗の事を記して、曾孫斗斗阿古領其(一)部と云つて居る斗斗阿古が、又杜度である事も言ふ迄もない。(阿古は阿哥で滿洲語の即ち皇子、元長の稱を意味するものと思ふ。)尙「建州聞見錄」にも入旗の事を記した一節に、餘四高沙。曰紅歹是。曰亡古歹。曰豆斗羅古。曰阿末羅古。と記して、その豆斗羅古(羅古亦阿古と同語の訛音か)に注して紅破都里之子也と云つて居る。この紅破都里は前述の如く洪巴圖魯褚英の洪巴圖魯と同音異字であるから、その子豆斗羅古といふのを杜度にあてゝ差支ない。然らばこれ等の記

事からして、杜度が太祖軍中に重をなした事が朝鮮に知れて居つたものとみてよいのであつて、この人がかゝる地位に在つたのはその勢力が相當に強大であつた事によるものと考へねばならない。然る時その勢力は何によつて得たかと云へば、父褚英に負ふ所大であると思はれるのであつて、その關係は恰も舒爾哈齊の死後、その子阿敏が二貝勒として太祖の諸子と比肩し得た事情と軌を一にするものであると思ふ。蓋し褚英は非運に殲れたが、その手下には相當有力な兵あり、杜度は之を受けて一族間に重をなしたものとみるべく、太祖も褚英を死に至らしめたけれども、その生前に於ける幾多の戦功を嘉してその子を優遇したと考へられるのであつて、又一面からすれば、相當な勢力有つたが爲に之を閉却視得なかつたのではなからうかと思はれる。清朝の記録によつては杜度が何時固山(高砂。滿洲語旗の義なり)を領したか不明であるが、褚英が死を得た翌年の丙辰の歲に太祖が帝號を稱へた時、八旗貝勒諸大臣が勸説した事を記して居るから、或はこの時既に旗長となつて居たかと思はれるが、父褚英が三十六歳で死去した事と併せ考へる時、その時には年少に過るやうにも思はれるから、今少しく後の事件かとも思はれる。然し年少と雖手下に有力な人があれば旗長となれぬ事もないから、或はこの時既になつて居たかも知れない。尙又杜度の貝勒に封せられたのが天命九年といふ事からして、旗長任命もこれと前後した事でないかとも思はれるが、それでは朝鮮側の諸記録がおそくとも天命六年迄の記事であるのと一致しない觀がある。故に天命六年より以前、恐く薩爾滸役のあつた天命四年前後に

於て旗を領したものとみるべきであらうと考へる。尙杜度の外その一族のものも皆相當に待遇されて居る所を以て併せ考へれば、たとひ褚英が罪有つて幽禁されその結果死に至つたにせよ、その罪は子孫に及ばず、殊に抜くべからざる勢力あつた爲に長子杜度の如きは、右に述べたやうに優遇され清軍中に重をなしたものと考へ得るわけである。

さはれ既に述べた如く、褚英の死は清初に於て舒爾哈齊の死に引續いて起つた大事件といふべく、而もその事情が太祖實錄等に凡て忌んで記されないのに、獨り滿文老檔に詳しく記され、且近年の編纂ながら清史稿の褚英傳に之を引いて、余等清初の研究者に多大の便益を與へる事は甚だ喜にたへない所であつて、茲にかゝる貴重な記録の存在を祝福すると共に、之が研究の一端として以上の研究を試みた次第である。(昭和八年二月二十日)